不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>図書館資料の利用停止</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部中央図書館奉仕係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立図書館規則第５条
　図書館資料を貸出期間内に返納しなかった者に対し、中央図書館長は、状況により図書館資料の利用を一定期間停止することができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（利用を停止することができる者については、規則の定め以上に具体化することが不可能である。）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（令和５年４月１日最終変更）</td></tr>
</table>